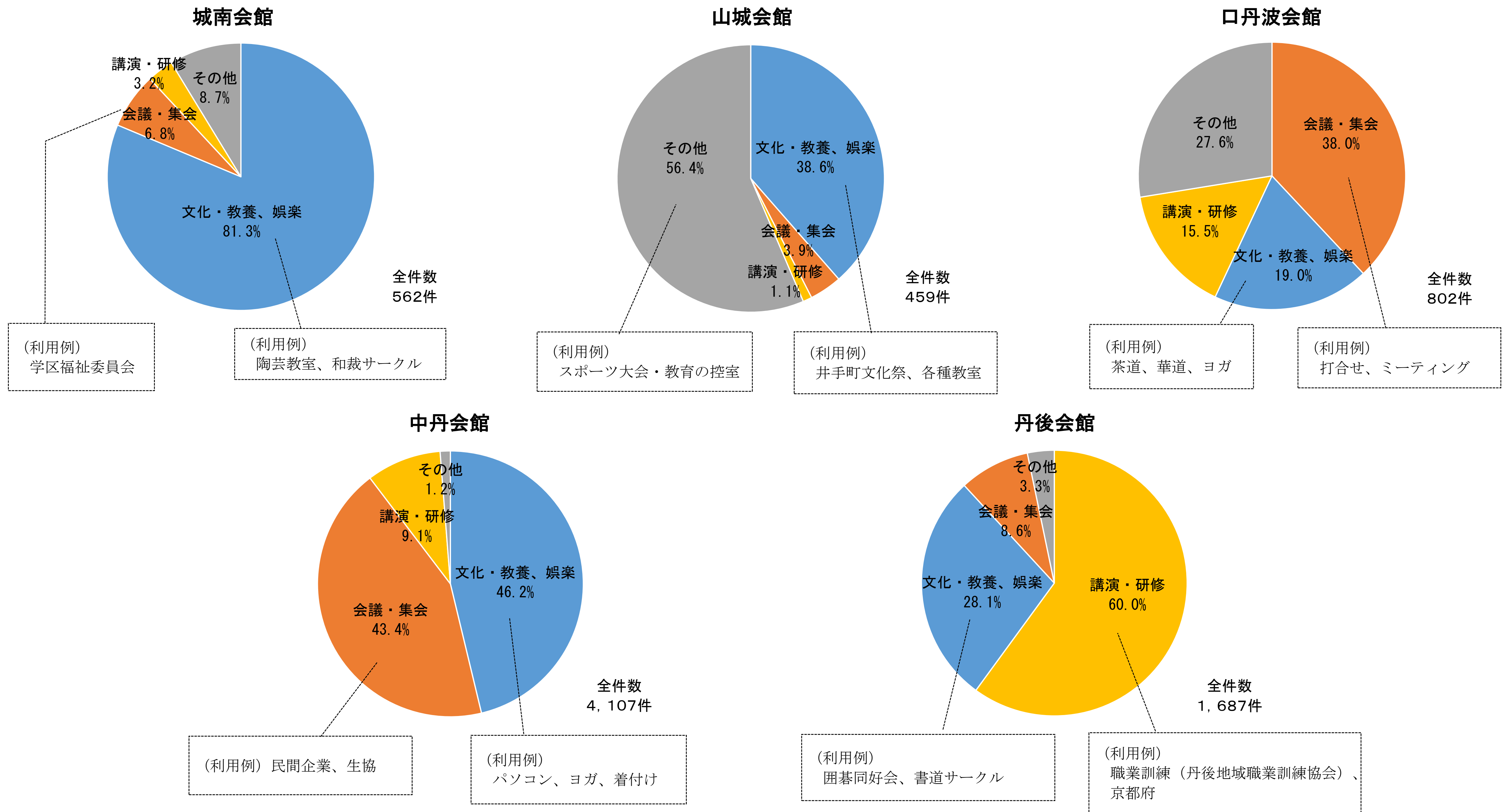


●利用者属性の「その他」について

参考資料1



【行事分類 例】

文化・教養、娯楽	… 茶道、華道、書道、着付け、ヨガ、読書会、囲碁、カラオケ、エクササイズ、チアスクール
会議・集会	… 打合せ、ミーティング、大会打合せ
講演・研修	… 講座、試験、研修会、新商品発表会、説明会、勉強会、相談会、セミナー
その他	… 健診、展示、販売、控室

【留意事項】

全会館とも、会議室利用の申請内容や申請者名から分類 (R2年度)

建物本体や付属設備など区分ごとの老朽化の程度について

(法定点検結果)

城南会館

調査結果表

当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	氏名	調査者番号
	その他の調査者		

番号	調査項目	調査結果			担当 調査者 番号
		指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	敷地及び地盤				
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○		1
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○		1
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○		1
(4)		有効幅員の確保の状況	○		1
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○		1
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	○		1
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	○		1
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	○		1
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	○		1
2	建築物の外部				
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○		1
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○		1
(3)	土台 (木造に限る。)	土台の沈下等の状況	—		—
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	—		—
(5)	外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	○		1
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		—
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		—
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		—
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		—
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○		1
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	○		1
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	—		—
(13)		金属系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況	—		—
(14)		コンクリート系パネル (帳壁を含む。) の劣化及び損傷の状況	—		—
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○		1
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○		1
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	—		—
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	—		—
3	屋上及び屋根				
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○		1
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○		1
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○		1
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○		1
(5)		排水溝 (ドレーンを含む。) の劣化及び損傷の状況	○		1
(6)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の防火対策の状況	—		—
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	—		—
(8)	機器及び工作物 (冷却等設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○		1
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○		1
4	建築物の内部				
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況	○	○	1
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況	○		1
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況	—		—
(4)	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況	○		1
(5)		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○		1
(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	—		—
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	—		—
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	—		—
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	—		—
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○		1
(11)		1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁等に限る。)	○		1
(12)		部材の劣化及び損傷の状況	○		1
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	○		1
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処置の状況	○		1

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	—			—		
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○			1		
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	—			—		
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	—			—		
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○				1	
(20)			1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○			1	
(21)				部材の劣化及び損傷の状況	—	○		1	
(22)				給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○			1	
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○			1		
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○			1		
(25)			特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	—			—	
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況	○			1		
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	○				1	
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況	○				1	
(29)			防火扉の開放方向	○				1	
(30)			常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○				1	
(31)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	○				1	
(32)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	○				1	
(33)			常閉防火扉の固定の状況	○				1	
(34)			照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○			1
(35)					防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	○			
(36)			居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況	○			1
(37)	採光の妨げとなる物品の放置の状況	○					1		
(38)	換気のための開口部の面積の確保の状況	○					1		
(39)	換気設備の設置の状況	○					1		
(40)	換気設備の作動の状況	○					1		
(41)			換気の妨げとなる物品の放置の状況	○			1		
(42)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	—			—		
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況	—			—		
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	—				—	
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	—				—	
5 避難施設等									
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○			1		
(2)	廊下		幅員の確保の状況	○			1		
(3)			物品の放置の状況	○			1		
(4)	出入口		出入口の確保の状況	○			1		
(5)			物品の放置の状況	○			1		
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況	—			—		
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況	○			1		
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況	○			1		
(9)			物品の放置の状況	○			1		
(10)			避難器具の操作性の確保の状況	○			1		
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況	○			1		
(12)			幅員の確保の状況	○			1		
(13)			手すりの設置の状況	○			1		
(14)			物品の放置の状況	○			1		
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	—	○			1	
(16)			屋内に設けられた避難階段		階段室の構造の確保の状況	○		1	
(17)			屋外に設けられた避難階段		屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	○		1	
(18)					開放性の確保の状況	○		1	
(19)			特別避難階段		バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況	—		—	
(20)					付室等の排煙設備の設置の状況	—		—	
(21)					付室等の排煙設備の作動の状況	—		—	
(22)					付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	—		—	
(23)					物品の放置の状況	—		—	
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	○			1		
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	○			1		
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況	—			1		
(27)			排煙設備	排煙設備の設置の状況	○			1	
(28)				排煙設備の作動の状況	—			—	
(29)			自然排煙口の維持保全の状況	—	○		1		
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	○			1		
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況	○			1		
(32)			非常用エレベーター	乗降ロビー等の構造及び面積の確保の状況	—			—	
(33)				乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	—			—	
(34)				乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	—			—	
(35)			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	—		—			

(36)		物品の放置の状況	—			—
(37)		非常用エレベーターの作動の状況	—			—
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	○			1
(39)		非常用の照明装置の作動の状況		○		1
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	○			1
6	その他					
(1)	等 特 殊 な 構 造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況		—	—
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況		—	—
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）		—	—
(4)			上部構造の可動の状況		—	—
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況			○	1
(6)	煙 突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況		○	1
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況		○	1
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況		—	—
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況		—	—
7	上記以外の調査項目					

特記事項				
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(1)	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	地盤沈下あり	原因調査後に改修が必要です。	R5.3
1(2)	敷地内の排水の状況	排水溝のつまりあり	定期的な清掃が必要です。	R5.3
1(7)	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	ブロック塀全体に傾きあり ブロック塀にひび割れ、空隙あり	全面改修及び水抜き穴の設置が必要です。	R5.3
1(8)	擁壁の劣化及び損傷の状況	擁壁にひび割れあり	部分補修が必要です。	R5.3
2(2)	基礎の劣化及び損傷の状況	コンクリート表面の劣化あり	部分補修が必要です。	R5.3
2(10)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	庇にひび割れあり	部分補修が必要です。	R5.3
2(11)	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	外壁タイル全体に浮き、ひび割れあり	全面改修が必要です。	R5.3
2(15)	サッシ等の劣化及び損傷の状況	鉄製サッシの発錆、膨れあり サッシ全体にシール劣化あり	全面改修が必要です。	R5.3
3(1)	屋上面の劣化及び損傷の状況	屋上防水の全面劣化あり 屋上防水の膨れ、破損あり	全面改修が必要です。	R5.3
3(2)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	パラベット各所にひび割れあり	全面改修が必要です。	R5.3
3(4)	金属笠木の劣化及び損傷の状況	金属笠木の発錆、シール劣化あり	全面改修が必要です。	R5.3
3(5)	排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	排水ドレン各所につまりあり	定期的な清掃が必要です。	R5.3
3(8)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	高架水槽架台に発錆あり	錆止め処理が必要です。	R5.3
4(1)	令第112条第9項に規定する区画の状況	EV扉に遮煙性能なし (既存不適格)	遮煙スクリーンの設置等が必要です。	大規模改修時
4(10)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	内壁にひび割れあり	部分補修が必要です。	R5.3
4(21)	部材の劣化及び損傷の状況	床シートの浮きあり	部分補修が必要です。	R5.3
5(15)	階段各部の劣化及び損傷の状況	屋外階段に露筋あり 階段内壁にひび割れあり	部分補修が必要です。	R5.3
5(29)	自然排煙口の維持保全の状況	排煙窓作動不良	パッキン交換の上、再試験が必要です。	R5.3
5(39)	非常用の照明装置の作動の状況	非常照明の不点灯箇所あり。	器具またはバッテリー交換が必要です。	R4.3
6(5)	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	避雷針に発錆あり	錆止め処理が必要です。	R5.3

検査結果表
(換気設備)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要正	既存不適格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	○		
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	○		
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	○		
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	○		
(5)		風道の取付けの状況	○		
(6)		風道の材質	○		
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	○		
(8)		換気扇による換気の状況	○		
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量	○		
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	○		
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況	○		
(12)		空気調和設備及び配管の外観	○		
(13)		空気調和設備の運転の状況	○		
(14)		空気ろ過器の点検口	○		
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	○		
(16)	空気調和設備の性能	各居室の温度	○		
(17)		各居室の相対湿度	○		
(18)		各居室の浮遊粉じん量	○		
(19)		各居室の一酸化炭素含有率	○		
(20)		各居室の二酸化炭素含有率	○		
(21)		各居室の気流	○		
2	換気設備を設けるべき調理室等				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	○		
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○		
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	○		
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	○		
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	○		
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	○		
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	○		
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	○		
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	—		
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	—		
(11)		換気扇による換気の状況	○		
(12)		給気機又は排気機の設置の状況	○		
(13)		機械換気設備の換気量	○		
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室				
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況	○		
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	○		
(3)		防火ダンパーの作動の状況	○		
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○		
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	○		
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	○		
(7)		防火区画の貫通措置の状況	○		
(8)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	—		
(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との運動の状況	—		
4	上記以外の検査項目等				

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名		検査者番号
	その他の検査者			

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	照明器具				
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	○		
(2)	照明器具	照明器具の取付けの状況		○	
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能		○	
(2)	照度	照度の状況		○	
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	○		
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	○		
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	—		
(2)		電気回路の接続の状況	—		
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	—		
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	—		
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	—		
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	—		
4	電池内蔵形の蓄電池				
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	○		
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	○		
5	電源別置形の蓄電池				
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池等の防火区画等の貫通措置の状況	—	
(2)			蓄電池室の換気の状況	—	
(3)			蓄電池の設置の状況	—	
(4)		蓄電池の性能	電圧	—	
(5)			電解液比重	—	
(6)			電解液の温度	—	
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	—	
(8)			キュービクルの取付けの状況	—	
6	自家用発電装置				
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	—	
(2)			発電機の発電容量	—	
(3)			発電機及び原動機の状況	—	
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	—	
(5)			始動用の空気槽の圧力	—	
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	—	
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	—	
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	—	
(9)			自家用発電装置の取付けの状況	—	
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限	—	
(11)			接地線の接続の状況	—	
(12)			絶縁抵抗	—	
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	—	
(14)			始動の状況	—	
(15)			運転の状況	—	
(16)			排気の状況	—	
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	—	
7	上記以外の検査項目等				

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
1(2)	照明器具の取付けの状況	非常照明の球なし箇所あり。	蛍光灯の取付が必要です。	R4.3
2(1)	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	非常照明の不点灯箇所あり。	器具又はバッテリーの交換が必要です。	R4.3
2(2)	照度の状況	非常照明の不点灯箇所あり。	器具又はバッテリーの交換が必要です。	R4.3

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	○		
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○		
(4)		危害防止装置	作動の状況	○		
(5)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○		
(6)			感知の状況	○		
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	○		
(8)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		
(9)			結線接続の状況	○		
(10)			接地の状況	○		
(11)			予備電源への切り替えの状況	○		
(12)		運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○		
(13)			容量の状況	○		
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況	○		
(15)		再ロック防止機構の作動の状況	○			
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	—			
(17)		防火区画の形成の状況	○			

上記以外の検査項目

運動制御器予備電源交換時期超過					
-----------------	--	--	--	--	--

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

山城会館

調査結果表

当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	氏名	調査者番号
	その他の調査者		A00000078

番号	調査項目	調査結果		担当 調査者 番号
		指摘 なし	要是正 既 存 不 適 格	
1	敷地及び地盤			
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○	
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○	
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○	
(4)		有効幅員の確保の状況	○	
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○	
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況		
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況		
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	○	
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	○	
2	建築物の外部			
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○	
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況		
(4)		土台の劣化及び損傷の状況		
(5)	外壁	躯体等		
(6)		外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	○	
(7)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		
(8)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		
(9)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		
(10)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○	
(11)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○	
(12)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	○	
(13)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況		
(14)		金属系パネル（横壁を含む。）の劣化及び損傷の状況		
(15)		コンクリート系パネル（横壁を含む。）の劣化及び損傷の状況		
(16)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○	
(17)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○	
(18)	外壁に架結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○	
		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○	
3	屋上及び屋根			
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○	
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○	
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○	
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○	
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	○	
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況	○	
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	○	
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○	
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○	
4	建築物の内部			
(1)	防火区画	令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況		
(2)		令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項に規定する区画の状況	○	
(3)		令第112条第17項に規定する区画の状況		
(4)		防火区画の外周部		
(5)		令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況	○	
(6)		令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○	
(7)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		
(8)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		
(9)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		
(10)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		
(11)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○	
(12)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○	
(13)		部材の劣化及び損傷の状況	○	
(14)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	○	
		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○	

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	○					
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○					
(20)			耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況	○					
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○					
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○					
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○					
(25)			特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	○				
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○					
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	○					
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況	○					
(29)			防火扉又は戸の開放方向	○					
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○					
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	○					
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置	○					
(33)			常閉防火扉等の固定の状況	○					
(34)		照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○				
(35)				防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	○				
(36)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況	○					
(37)			採光の妨げとなる物品の放置の状況	○					
(38)			換気のための開口部の面積の確保の状況	○					
(39)			換気設備の設置の状況	○					
(40)			換気設備の作動の状況	○					
(41)			換気の妨げとなる物品の放置の状況	○					
(42)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況						
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況						
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況						
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損						
5 避難施設等									
(1)		令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○					
(2)	廊下		幅員の確保の状況	○					
(3)			物品の放置の状況	○					
(4)	出入口		出入口の確保の状況	○					
(5)			物品の放置の状況	○					
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況						
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況						
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況						
(9)			物品の放置の状況						
(10)			避難器具の操作性の確保の状況						
(11)		階段	階段	直通階段の設置の状況					
(12)					幅員の確保の状況				
(13)					手すりの設置の状況				
(14)				物品の放置の状況					
(15)				階段各部の劣化及び損傷の状況					
(16)			屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況					
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況						
(18)			開放性の確保の状況						
(19)	特別避難階段	特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況						
(20)				付室等の排煙設備の設置の状況					
(21)				付室等の排煙設備の作動の状況					
(22)				付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(23)					物品の放置の状況				
(24)			排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況				
(25)		防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況							
(26)	排煙設備			可動式防煙垂れ壁の作動の状況					
(27)				排煙設備の設置の状況					
(28)			排煙設備の作動の状況						
(29)			自然排煙口の維持保全の状況	○					
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況						
(31)				非常用の進入口等の維持保全の状況					
(32)		非常用エレベーター	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況					
(33)					乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況				
(34)					乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(35)					乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				

(36)		物品の放置の状況			
(37)		非常用エレベーターの作動の状況			
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	○		
(39)		非常用の照明装置の作動の状況		○	
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	○		
6	その他				
(1)	特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況		
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況		
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）		
(4)			上部構造の可動の状況		
(5)		避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況		
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況		
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況		
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況		
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況		
7	上記以外の調査項目				
特記事項					
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	
1(8)	擁壁	亀裂劣化	補強修理	R5.12	
3(9)	機器及工作物	広告塔配線不備	配線修理	R5.12	

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表（イ）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（イ）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた調査項目（既存不適合の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

検査結果表
(換気設備)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		D90043482

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
(1)	機械換気設備	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	○		
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	○		
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	○		
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	○		
(5)		風道の取付けの状況	○		
(6)		風道の材質	○		
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	○		
(8)		換気扇による換気の状況	○		
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量		○	
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況			
(12)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況			
(13)		空気調和設備の運転の状況			
(14)		空気ろ過器の点検口			
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離			
(16)	空気調和設備の性能	各居室の温度			
(17)		各居室の相対湿度			
(18)		各居室の浮遊粉じん量			
(19)		各居室の一酸化炭素含有率			
(20)		各居室の二酸化炭素含有率			
(21)		各居室の気流			
2	換気設備を設けるべき調理室等				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質			
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況			
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ			
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置			
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況			
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況			
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離			
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況			
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）			
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況			
(11)		換気扇による換気の状況			
(12)		給気機又は排気機の設置の状況			
(13)		機械換気設備の換気量			
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室				
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延長のある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況			
(2)		防火ダンパーの取付けの状況			
(3)		防火ダンパーの作動の状況			
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ			
(7)		防火区画の貫通措置の状況			
(8)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置			
(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との運動の状況			
4	上記以外の検査項目等				

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
1(9)	機械換気設備	各居室の換気量	取替	

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		D90043482

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	照明器具				
(1)	非常用の照	使用電球、ランプ等	○		
(2)	明器具	照明器具の取付けの状況	○		
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能		○	
(2)	照度	照度の状況	○		
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	○		
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	○		
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			
(2)		電気回路の接続の状況			
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況			
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況			
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況			
4	電池内蔵形の蓄電池				
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	○		
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	○		
5	電源別置形の蓄電池				
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況			
(2)		蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(3)		蓄電池室の換気の状況			
(4)		蓄電池の設置の状況			
(5)	蓄電池の性能	電圧			
(6)		電解液比重			
(7)		電解液の温度			
(8)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(9)		キュービクルの取付けの状況			
6	自家用発電装置				
(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)		発電機の発電容量			
(3)		発電機及び原動機の状況			
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)		始動用の空気槽の圧力			
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)		自家用発電装置の取付けの状況			
(10)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限			
(11)		接地線の接続の状況			
(12)		絶縁抵抗			
(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況			
(14)		始動の状況			
(15)		運転の状況			
(16)		排気の状況			
(17)		コンプレッサ、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
7	上記以外の検査項目等				

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
2(1)	予備電源	電池不良	取替	

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号 B00013368
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適合		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の際となる物品の放置の状況	○			
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	○			
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○			
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			
(6)			感知の状況	○			
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	○			
(8)			スイッチ類及び表示灯の状況	○			
(9)		連動制御器	結線接続の状況	○			
(10)				接地の状況	○		
(11)				予備電源への切り替えの状況	○		
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			
(13)				容量の状況	○		
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況	○			
(15)				再ロック防止機構の作動の状況	○		
(16)				防火扉の閉鎖の状況	○		
(17)		総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	○			
			防火区画の形成の状況	○			
上記以外の検査項目							
待記事項							
番号		検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月		

- (注意)
- この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
 - 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - 「待記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - 要是正とされた検査項目(既存不適合の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号 B00013368
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※	○		
(3)			スプロケットの設置の状況※	○		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※	○		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況	○		
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況		
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	○		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○		
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		○	
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構		煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○	
(16)				感知の状況	○	
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		
(19)				結線接続の状況	○	
(20)				接地の状況	○	
(21)			予備電源への切り替えの状況	○		
(22)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			
(23)		容量の状況	○			
(24)	自動閉鎖装置	設置の状況	○			
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況	○			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	○			
(27)		防火区画の形成の状況	○			

上記以外の検査項目

--	--	--	--	--	--

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
10	防火シャッター-危害防止装置	未設置	取付	

- (注意)
- この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
 - 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
 - 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

口丹波会館

調査結果表

当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	氏名	調査者番号
	その他の調査者		

番号	調査項目		調査結果			担当 調査者 番号
			指摘 なし	要正	既 存 不 適 格	
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況		○		
(2)	敷地	敷地内の排水の状況		○		
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○			
(4)		有効幅員の確保の状況	○			
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○			
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	—			
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	—			
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況		○		
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	○			
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○			
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況	—			
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	—			
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	○		
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—			
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		○		
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	—			
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	—			
(13)		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	—			
(14)		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	○			
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○			
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況		○		
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況		○		
3	屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況		○		
(2)	屋上周り(屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○			
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○			
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○			
(5)		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況		○		
(6)	屋根(屋上面を除く。)	屋根の防火対策の状況	○			
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況		○		
(8)	機器及び工作物(冷却等設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況		○		
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況		○		
4	建築物の内部					
(1)	防 火 区 画	令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況		—		
(2)		令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項に規定する区画の状況		○		
(3)		令第112条第17項に規定する区画の状況		—		
(4)		防火区画の外周部	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況	○		
(5)		令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○			
(6)	壁 の 室 内 に 面 す る 部 分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	—		
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	—		
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	—		
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○		
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁等に限る。)		準耐火性能等の確保の状況	○	
(12)			部材の劣化及び損傷の状況	○		
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	○		
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○		

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	○					
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	—					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○					
(20)			耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	○				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況	○					
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○					
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○					
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○					
(25)			特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	○				
(26)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○					
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくくり戸の設置の状況	○					
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況	○					
(29)			防火扉又は戸の開放方向	○					
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○					
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	○	○				
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置	○					
(33)			常閉防火扉等の固定の状況	○					
(34)			照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○				
(35)				防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	○				
(36)			居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況	○			
(37)					採光の妨げとなる物品の放置の状況	○			
(38)					換気のための開口部の面積の確保の状況	○			
(39)	換気設備の設置の状況	○							
(40)	換気設備の作動の状況	○							
(41)			換気妨げとなる物品の放置の状況	○					
(42)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況	—					
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況	—					
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	—					
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷	—					
5			避難施設等						
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○					
(2)	廊下		幅員の確保の状況	○					
(3)			物品の放置の状況	○	○				
(4)	出入口		出入口の確保の状況	○					
(5)			物品の放置の状況	○					
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況	—					
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況	○					
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況	○					
(9)			物品の放置の状況	○					
(10)			避難器具の操作性の確保の状況	—					
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況	○					
(12)			幅員の確保の状況	○					
(13)			手すりの設置の状況	○					
(14)			物品の放置の状況	○					
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	○					
(16)			屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況	○				
(17)			屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	○				
(18)				開放性の確保の状況	○				
(19)			特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況	—				
(20)				付室等の排煙設備の設置の状況	—				
(21)		付室等の排煙設備の作動の状況	—						
(22)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	—						
(23)		物品の放置の状況	—						
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	○					
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	○					
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況	—					
(27)			排煙設備の設置の状況	—	○				
(28)			排煙設備の作動の状況	○					
(29)			自然排煙口の維持保全の状況	○					
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	—					
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況	—					
(32)			乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況	—					
(33)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	—					
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	—					
(35)			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	—					

(36)		物品の放置の状況	—		
(37)		非常用エレベーターの作動の状況	—		
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	○		
(39)		非常用の照明装置の作動の状況		○	
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	○		
6	その他				
(1)	特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	—	
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	—	
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	—	
(4)			上部構造の可動の状況	—	
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	—	
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	—	
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	—	
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	—	
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	—	
7	上記以外の調査項目				
(1)	その他		計画通知に記載のない建物		○
(2)	その他		2階便所のトイレス下部のめくれ		○
(3)	その他		ノズルタイルのめくれ		○
(4)	その他		外部シャッター、鉄扉、格子の錆		○
(5)	その他		外部屋根軒裏仕上塗装の劣化(仕上材の端部欠け、水漏れ)		○

特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(1)	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	舗装不陸、沈下に伴う土間コンクリートの割れ及び隙間	舗装改修、土間コンクリート要経過観察	令和3年月
1(2)	敷地内の排水の状況	側溝にひび割れ、側溝層土間コンクリート割れ散見	側溝改修	令和3年月
1(8)	擁壁の劣化及び損傷の状況	擁壁のひび割れ	ひび割れ補修	令和3年月
2(10)	鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	露筋、外壁クラック散見、	塗装改修	令和3年月
2(17)	機器本体の劣化及び損傷の状況	ブルボックス発錆腐食	ブルボックス塗替または取替	令和3年月
2(18)	支持部分等の劣化及び損傷の状況	照明器具及び支持金物の発錆	照明器具及び支持金物の取替	令和3年月
2(18)	支持部分等の劣化及び損傷の状況	樋及び掴み金物の発錆腐食	樋及び掴み金物の取替	令和3年月
3(1)	屋上面の劣化及び損傷の状況	アスファルト地の劣化、屋根コキッパの劣化	アスファルト地の補修及び防水及び屋根コキッパの劣化要経過観察	令和3年月
3(5)	排水溝の劣化及び損傷の状況	ドレス泥溜まり	清掃	令和3年月
3(8)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	屋上階段の発錆	塗装改修	令和3年月
3(9)	支持部分等の劣化及び損傷の状況	目隠し鉄骨柱・梁発錆	塗装改修	令和3年月
4(31)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	常閉防火設備が常時閉鎖となっていない。	ドアチェック改修	令和3年月
5(3)	物品の放置の状況	物品が置かれている	物品を片付ける	令和3年月
5(27)	排煙設備の設置の状況	排煙オペレーターがはずされている	オペレーター設置	令和3年月
5(28)	排煙設備の作動の状況	排煙窓が開かない	オペレーター改修	令和3年月
5(39)	非常用の照明装置の作動の状況	非常照明不点灯	非常照明改修	令和3年月
7(1)	その他	計画通知に記載のない建物	喫煙所、倉庫、自転車置場要調査	令和3年月
7(2)	その他	2階便所のトイレス下部のめくれ	トイレス取替	令和3年月
7(3)	その他	ノズルタイルのめくれ	めくれ部分のノズルタイル貼	令和3年月
7(4)	その他	外部シャッター、鉄扉、格子の錆	塗装改修	令和3年月
7(5)	その他	外部屋根軒裏仕上塗装の劣化(仕上材の端部欠け、水漏れ)	仕上材補修及び塗装改修	令和3年月

(注意)

- この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「調査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる調査項目について(ハ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。

⑬ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

検査結果表
(換気設備)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		1

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	—		
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	—		
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	—		
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	—		
(5)		風道の取付けの状況	—		
(6)		風道の材質	—		
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	—		
(8)		換気扇による換気の状況	—		
(9)		各居室の換気量	—		
(10)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	—		
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況	—		
(12)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	—		
(13)		空気調和設備の運転の状況	—		
(14)		空気ろ過器の点検口	—		
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	—		
(16)		各居室の温度	—		
(17)		各居室の相対湿度	—		
(18)		各居室の浮遊粉じん量	—		
(19)		各居室の一酸化炭素含有率	—		
(20)		各居室の二酸化炭素含有率	—		
(21)		各居室の airflow	—		
2	換気設備を設けるべき調理室等				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	○		1
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○		1
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	○		1
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	○		1
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	○		1
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	○		1
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	○		1
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	—		
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	—		
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	—		
(11)		換気扇による換気の状況	○		1
(12)		給気機又は排気機の設置の状況	○		1
(13)		機械換気設備の換気量	○		1
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室				
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延長のある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	—		
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	—		
(3)		防火ダンパーの作動の状況	—		
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	—		
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	—		
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	—		
(7)		防火区画の貫通措置の状況	—		
(8)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	—		
(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	—		
4	上記以外の検査項目等				
(1)	その他換気		○		1
特記事項					
番号	検査項目等	Z	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月
4 (1)	その他換気	換気扇作動せず（1階宿直室）	調査の上、修繕		
4 (1)	その他換気	異音あり（1階男子ロッカー・トイレ）	調査の上、修繕		

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		1

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	照明器具				
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	○		1
(2)	照明器具	照明器具の取付けの状況	○		1
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能		○	1
(2)	照度	照度の状況		○	1
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	○		1
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	○		1
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	—		
(2)		電気回路の接続の状況	—		
(3)		接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況	—		
(4)		手携電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	—		
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	—		
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	—		
4	電池内蔵形の蓄電池				
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況		○	1
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	○		1
5	電源別置形の蓄電池				
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	—		
(2)		蓄電池等の防火区画等の貫通措置の状況	—		
(3)		蓄電池室の換気の状況	—		
(4)		蓄電池の設置の状況	—		
(5)	蓄電池の性能	電圧	—		
(6)		電解液比重	—		
(7)		電解液の温度	—		
(8)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	—		
(9)		ケーブルの取付けの状況	—		
6	自家用発電装置				
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	—		
(2)		自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	—		
(3)		発電機の発電容量	—		
(4)		発電機及び原動機の状況	—		
(5)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	—		
(6)		始動用の空気槽の圧力	—		
(7)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	—		
(8)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	—		
(9)		針器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	—		
(10)		自家用発電装置の取付けの状況	—		
(11)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	—		
(12)		接地線の接続の状況	—		
(13)		絶縁抵抗	—		
(14)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	—		
(15)		始動の状況	—		
(16)		運転の状況	—		
(17)		排気の状況	—		
(18)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	—		
7	上記以外の検査項目等				

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
2(1)	器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	蓄電池不良による不点灯	調査の上、修繕	令和 年 月
2(2)	照度の状況	蓄電池不良による照度不足(1階放送室・階段室他)	調査の上、修繕	令和 年 月
4(1)	充電ランプの点灯の状況	不点灯(1階第2会議室・2階大会議室)	調査の上、修繕	令和 年 月
				令和 年 月
				令和 年 月

検査結果表
(給水設備及び排水設備)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	飲料用の配管設備、排水設備				
(1)	飲料用配管及び排水配管	配管の取付けの状況	○		
(2)		配管の腐食及び漏水の状況	○		
(3)	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	○		
(4)		継手類の取付けの状況	○		
(5)		保温措置の状況	○		
(6)		防火区画等の貫通措置の状況	○		
(7)		配管の支持金物	○		
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	○		
(9)		止水弁の設置の状況	○		
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	○		
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況	○		
2	飲料水の配管設備				
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	○		
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	○		
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	○		
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	○		
(5)		給水ポンプの運転の状況	○		
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況	○		
(7)		給水タンク等の内部の状況	○		
(8)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況	○		
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況	○		
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	○		
3	排水設備				
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	○		
(2)		排水槽の通気の状況	○		
(3)		排水漏れの状況	○		
(4)		排水ポンプの設置の状況	—		
(5)		排水ポンプの運転の状況	—		
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	—		
(7)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水の用途	—		
(8)		雑用水給水栓の表示の状況	—		
(9)		配管の標識等	—		
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	—		
(11)		消毒装置	—		
(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	○	
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	○	
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	—	
(15)		配水管	公共下水道等への接続の状況	○	
(16)			雨水排水立て管の接続の状況	○	
(17)			排水の状況	○	
(18)			掃除口の取付けの状況	○	
(19)			雨水系統との接続の状況	○	
(20)			間接排水の状況	○	
(21)		通気管	通気開口部の状況	○	
(22)			通気管の状況	○	
4	上記以外の検査項目等				

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		
			1

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○			
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	○			
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○			
(4)		危害防止装置	作動の状況	○			
(5)	連動機構	煙感知器, 熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			
(6)			感知の状況	○			
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	○			
(8)		連動制御器		スイッチ類及び表示灯の状況	○		
(9)				結線接続の状況	○		
(10)				接地の状況	○		
(11)				予備電源への切り替えの状況	○		
(12)		連動機構用予備電源		劣化及び損傷の状況	○		
(13)				容量の状況	○		
(14)		自動閉鎖装置		設置の状況	○		
(15)				再ロック防止機構の作動の状況	○		
(16)			総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	○		
(17)			防火区画の形成の状況	○			

上記以外の検査項目						

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		1

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※	-		
(3)			スプロケットの設置の状況※	-		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※	-		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況	○		
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	○	
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○		
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	○		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○		
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		○	○
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		○	○
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		○	○
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		○	○
(14)			作動の状況		○	○
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○		
(16)			感知の状況	○		
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	-		
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		
(19)			結線接続の状況	○		
(20)			接地の状況	○		
(21)			予備電源への切り替えの状況	○		
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○		
(23)			容量の状況	○		
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	○		
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	○		
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	○			
(27)		防火区画の形成の状況	○			

上記以外の検査項目

番号	検査項目	検査事項	検査結果	担当検査者番号

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
1	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	下部にマットがあり遮煙が出来ない。	マットの移動	令和3年月
10~14	危害防止装置	危害防止装置が未設置である。(既存不適格)	危害防止装置を設置	令和3年月

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- ⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑭ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

中丹会館

調査結果表

当該調査に 関与した調 査者	氏名		調査者番号		
	代表となる調査者	その他の調査者	1	2	
1	調査項目			調査結果	
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格
1	敷地及び地盤				担当 調査者 番号
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○		2
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○		2
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○		2
(4)		有効幅員の確保の状況	○		2
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○		2
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐 震対策の状況	—		
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣 化及び損傷の状況	—		
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	—		
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	—		
2	建築物の外部				
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○		2
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○		2
(3)	土台 (木造に限る。)	土台の沈下等の状況	—		
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	—		
(5)	外 壁	躯体等			2
(6)		外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分 の防火対策の状況	—		
(7)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		
(8)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		
(9)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷 の状況	—		
(10)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	—		
(11)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁 躯体の劣化及び損傷の状況	○		2
(12)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モ ルタル等の劣化及び損傷の状況		○	2
(13)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	—		
(14)		金属系パネル (板壁を含む。) の劣化及び損傷の状況	—		
(15)		コンクリート系パネル (板壁を含む。) の劣化及び損傷 の状況	—		
(16)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○		2
(17)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○		2
(18)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	—		
(19)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	—		
3	屋上及び屋根				
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○		2
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○		2
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	—		
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○		2
(5)		排水溝 (ドレーンを含む。) の劣化及び損傷の状況	○		2
(6)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の防火対策の状況	○		2
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	○		2
(8)	機器及び工作物 (冷却等設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○		2
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○		2
4	建築物の内部				
(1)	防 火 区 画	令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況		○	2
(2)		令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項に規定する区画の状況	○		2
(3)		令第112条第17項に規定する区画の状況	—		
(4)		防火区画の外周部	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規 定する防火設備の処置の状況	○	2
(5)			令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規 定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○	2
(6)	壁の 室内に 面する 部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状 況	—	
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の 状況	—	
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の 躯体の劣化及び損傷の状況	—	
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の 状況	—	
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の 室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○	2
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区 画を構成する壁等に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	○	2
(12)			部材の劣化及び損傷の状況	○	2
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	—	2
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填 等の処理の状況	○	2

(15)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	—		
(16)	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○		2
(17)	床	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	—		
(18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	—		
(19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○		2
(20)	耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○		2
(21)		部材の劣化及び損傷の状況	○		2
(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○		2
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	○		2
(24)		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○		2
(25)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	—		
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○		2
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	○		2
(28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況	○		2
(29)		防火扉又は戸の開放方向	○		2
(30)		常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	—		
(31)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	—		
(32)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置	—		
(33)		常閉防火扉等の固定の状況	—		
(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○		2
(35)		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	○		2
(36)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	○		2
(37)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	○		2
(38)		換気のための開口部の面積の確保の状況	○		2
(39)		換気設備の設置の状況	○		2
(40)		換気設備の作動の状況	○		2
(41)		換気妨げとなる物品の放置の状況	○		2
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	—		
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況	—		
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	—		
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損	—		
5 避難施設等					
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○		
(2)	廊下	幅員の確保の状況	○		2
(3)		物品の放置の状況	○		2
(4)	出入口	出入口の確保の状況	○		2
(5)		物品の放置の状況	○		2
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	—		
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	—		
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況	—		
(9)		物品の放置の状況	—		
(10)		避難器具の操作性の確保の状況	—		
(11)	階段	直通階段の設置の状況	○		2
(12)		幅員の確保の状況	○		2
(13)		手すりの設置の状況	○		2
(14)		物品の放置の状況	○		2
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況	○		2
(16)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況	○		2
(17)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	—		2
(18)		開放性の確保の状況	—		2
(19)	特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況	—		
(20)		付室等の排煙設備の設置の状況	—		
(21)		付室等の排煙設備の作動の状況	—		
(22)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	—		
(23)		物品の放置の状況	—		
(24)	排煙設備等	防煙区画の設置の状況	—		
(25)		防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	—		
(26)		可動式防煙垂れ壁の作動の状況	—		
(27)		排煙設備の設置の状況	○		2
(28)		排煙設備の作動の状況	○		2
(29)		自然排煙口の維持保全の状況	○		2
(30)	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	○		2
(31)		非常用の進入口等の維持保全の状況	○		2
(32)	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況	—		
(33)		乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	—		
(34)		乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	—		
(35)		乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	—		

(36)		物品の放置の状況	—		
(37)		非常用エレベーターの作動の状況	—		
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	○		2
(39)		非常用の照明装置の作動の状況		○	2
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	○		2
6	その他				
(1)	等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	—	
(2)	特殊な構造		膜張力及びケーブル張力の状況	—	
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	—	
(4)			上部構造の可動の状況	—	
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	○	2
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	○	
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	○	
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	—	
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	—	
7	上記以外の調査項目				

特記事項				
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
1- (2)	敷地	計画通知書の建築物別概要との不整合	除却等	
2- (11)	外壁 外装仕上げ材等	外壁タイル貼の剥落、浮き	改修	
4- (1)	防火区画	エレベーターの防火区画（既存不適合）	改修	
5- (39)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の不点灯	蓄電池の交換又は器具、電球の交換	

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表（イ）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（イ）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑥から⑨に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた調査項目（既存不適合の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

検査結果表
(換気設備)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		1
			2

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	—		
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	—		
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	—		
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	—		
(5)		風道の取付けの状況	—		
(6)		風道の材質	—		
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	—		
(8)		換気扇による換気の状況	—		
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量	—		
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	—		
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況	—		
(12)		空気調和設備及び配管の外観	—		
(13)		空気調和設備の運転の状況	—		
(14)		空気ろ過器の点検口	—		
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	—		
(16)		各居室の温度	—		
(17)		各居室の相対湿度	—		
(18)		各居室の浮遊粉じん量	—		
(19)		各居室の一酸化炭素含有率	—		
(20)		各居室の二酸化炭素含有率	—		
(21)		各居室の気流	—		
2	換気設備を設けるべき調理室等				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	○		2
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○		2
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	○		2
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	○		2
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	○		2
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	—		
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	—		
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	○		2
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	○		2
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	—		
(11)		換気扇による換気の状況	○		2
(12)		給気機又は排気機の設置の状況	○		2
(13)		機械換気設備の換気量	○		2
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室				
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延長のある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	—		
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	—		
(3)		防火ダンパーの作動の状況	—		
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	—		
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	—		
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	—		
(7)		防火区画の貫通措置の状況	—		
(8)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	—		
(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との運動の状況	—		
4	上記以外の検査項目等				

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
		該当無し		

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	照明器具				
(1)	非常用の照明器具 使用電球、ランプ等	○			2
(2)	照明器具 照明器具の取付けの状況	○			2
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	予備電源 予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	○			2
(2)	照度 照度の状況		○		2
(3)	分電盤 非常用電源分岐回路の表示の状況	○			2
(4)	配線 配電管等の防火区画貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	—			
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	配線 照明器具の取付状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	—			
(2)	電気回路の接続の状況	—			
(3)	接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況	—			
(4)	予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	—			
(5)	切替回路 常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	—			
(6)	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	—			
4	電池内蔵形の蓄電池				
(1)	配線及び充電ランプ 充電ランプの点灯の状況		○		2
(2)	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	○			2
5	電源別置形の蓄電池				
(1)	蓄電池 蓄電池等の状況	—			
(2)	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	—			
(3)	蓄電池室の換気の状況	—			
(4)	蓄電池の設置の状況	—			
(5)	蓄電池の性能	—			
(6)	電圧	—			
(7)	電解液比重	—			
(8)	電解液の温度	—			
(9)	充電器 充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	—			
(10)	キュービクルの取付けの状況	—			
6	自家用発電装置				
(1)	自家用発電装置等の状況	—			
(2)	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	—			
(3)	発電機の発電容量	—			
(4)	発電機及び原動機の状況	—			
(5)	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	—			
(6)	始動用の空気槽の圧力	—			
(7)	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	—			
(8)	燃料及び冷却水の漏洩の状況	—			
(9)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	—			
(10)	自家用発電装置の取付けの状況	—			
(11)	自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限)	—			
(12)	接地線の接続の状況	—			
(13)	絶縁抵抗	—			
(14)	自家用発電装置の性能	—			
(15)	電源の切替えの状況	—			
(16)	始動の状況	—			
(17)	運転の状況	—			
(18)	排気の状況	—			
(19)	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	—			
7	上記以外の検査項目等				

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
2-(2)	照度の状況	非常用の照明装置の不点灯	蓄電池の交換又は器具、電球の交換	
4-(1)	充電ランプの点灯状況	充電ランプの不点灯	蓄電池の交換	

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		1 2

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号
			指摘なし	要是正 既存 不適格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○	2
(2)		扉の取付けの状況	○	2	
(3)		扉、枠及び金物	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○	2
(4)		危害防止装置	作動の状況	○	2
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○	2
(6)			感知の状況	○	2
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	○	2
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○	2
(9)			結線接続の状況	○	2
(10)			接地の状況	○	2
(11)			予備電源への切り替えの状況	○	2
(12)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○	2	
(13)		容量の状況	○	2	
(14)	自動閉鎖装置	設置の状況	○	2	
(15)		再ロック防止機構の作動の状況	○	2	
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況	○	2
(17)			防火区画の形成の状況	○	2

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖不良	調整	

丹後会館

調査結果表

当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	氏名	調査者番号
	その他の調査者		

番号	調査項目	調査結果			担当 調査者 番号
		指摘 なし	要正	既 存 不適格	
1	敷地及び地盤				
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○		
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○		
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○		
(4)		有効幅員の確保の状況	○		
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○		
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	-		
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	-		
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	-		
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	-		
2	建築物の外部				
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○		
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○		
(3)	土台 (木造に限る。)	土台の沈下等の状況	-		
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	-		
(5)	外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	-		
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○		
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	-		
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	-		
(13)		金属系パネル (縦壁を含む。) の劣化及び損傷の状況	-		
(14)		コンクリート系パネル (縦壁を含む。) の劣化及び損傷の状況	-		
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○		
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	-		
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○		
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○		
3	屋上及び屋根				
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○		
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○		
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	-		
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	-		
(5)		排水溝 (ドレーンを含む。) の劣化及び損傷の状況	○		
(6)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の防火対策の状況	○		
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	○		
(8)	機器及び工作物 (冷却等設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○		
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○		
4	建築物の内部				
(1)	防火区画	令第112条第10項から第12項までに規定する区画の状況	-		
(2)		令第112条第1項、第3項、第4項又は第6項から第9項までの各項に規定する区画の状況	-		
(3)		令第112条第17項に規定する区画の状況	-		
(4)	防火区画の外周部	令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の処置の状況	-		
(5)		令第112条第15項に規定する外壁等及び同条第16項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	-		
(6)	壁の室内に面する部分 躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	-		
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○		
(11)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁等に限る。)	準耐火性能等の確保の状況	○		
(12)		部材の劣化及び損傷の状況	○		
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	-		
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	-		

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	○					
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	-					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	-					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○					
(20)			耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況	○					
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	-					
(23)			天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○			
(24)	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○							
(25)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況			-				
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	-					
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	-					
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号に規定する基準への適合の状況	-					
(29)			防火扉又は戸の開放方向	-					
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	-					
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	-					
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置	-					
(33)			常閉防火扉等の固定の状況	-					
(34)			照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	-			
(35)					防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	-			
(36)			居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況	○			
(37)	採光の妨げとなる物品の放置の状況	○							
(38)	換気のための開口部の面積の確保の状況	○							
(39)	換気設備の設置の状況	○							
(40)	換気設備の作動の状況	-				○			
(41)			換気の妨げとなる物品の放置の状況	○					
(42)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	-					
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況	-					
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	-					
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損	-					
5 避難施設等									
(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○					
(2)	廊下		幅員の確保の状況	○					
(3)			物品の放置の状況	○					
(4)	出入口		出入口の確保の状況	○					
(5)			物品の放置の状況	○					
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況	-					
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況	-					
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況	-					
(9)			物品の放置の状況	-					
(10)			避難器具の操作性の確保の状況	-					
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況	○					
(12)			幅員の確保の状況	○					
(13)			手すりの設置の状況	-		○	○		
(14)			物品の放置の状況	○					
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	○					
(16)			屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況	-				
(17)			屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	-				
(18)				開放性の確保の状況	-				
(19)			特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況	-				
(20)				付室等の排煙設備の設置の状況	-				
(21)				付室等の排煙設備の作動の状況	-				
(22)				付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	-				
(23)				物品の放置の状況	-				
(24)			非煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	○			
(25)					防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	○			
(26)	可動式防煙垂れ壁の作動の状況	-							
(27)	排煙設備	排煙設備			排煙設備の設置の状況	○			
(28)					排煙設備の作動の状況	-			
(29)					自然排煙口の維持保全の状況	-		○	
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等			非常用の進入口等の設置の状況	-			
(31)					非常用の進入口等の維持保全の状況	-			
(32)					非常用エレベーター		乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況	-	
(33)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況	-					
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	-					
(35)			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	-					

(36)		物品の放置の状況	-		
(37)		非常用エレベーターの作動の状況	-		
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	○		
(39)		非常用の照明装置の作動の状況		○	
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	○		
6		その他			
(1)	特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況		
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況		
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）		
(4)			上部構造の可動の状況		
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況			
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況		
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況		
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況		
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況			
7	上記以外の調査項目				

特記事項				
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
2(10)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	外壁ひび割れ・爆裂・露筋 軒裏ひび割れ・白華	調査の上、補修	R5.11
2(18)	支持部分等の劣化及び損傷の状況	フート破損	補修	R5.11
3(6)	排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	ドレーン詰まり	清掃	R3.11
3(7)	屋根の劣化及び損傷の状況	屋根材剥がれ	補修	R5.11
4(10)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	内壁ひび割れ・漏水跡	調査の上、補修	R5.11
4(40)	換気設備の作動の状況	換気扇換気量不足	調査の上、補修	R3.11
5(13)	手すりの設置の状況	階段手摺無し（既存不適格）	手摺設置	大規模修繕時
5(29)	自然排煙口の維持保全の状況	排煙窓開放不良	補修	R3.11
5(39)	非常用の照明装置の作動の状況	非常用照明点検紐切れ	補修	R3.11
5(39)	非常用の照明装置の作動の状況	非常用照明不点灯	調査の上、補修	R3.11

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

検査結果表
(換気設備)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果		担当検査者番号
		指摘なし	要是正 既 存 不 適 格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）			
(1)	機械換気設備 機械換気設備（中央管理方式の空調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	○	
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	○	
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	○	
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	○	
(5)		風道の取付けの状況	○	
(6)		風道の材質	○	
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	○	
(8)		換気扇による換気の状況	○	
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量	○	
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	-	
(11)	中央管理方式の空調和設備	空調和設備の設置の状況	-	
(12)		空調和設備及び配管の外観	-	
(13)		空調和設備の運転の状況	-	
(14)		空気ろ過器の点検口	-	
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	-	
(16)	空調和設備の性能	各居室の温度	-	
(17)		各居室の相対湿度	-	
(18)		各居室の浮遊粉じん量	-	
(19)		各居室の一酸化炭素含有率	-	
(20)		各居室の二酸化炭素含有率	-	
(21)		各居室の気流	-	
2	換気設備を設けるべき調理室等			
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	○	
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○	
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	○	
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	○	
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	○	
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	-	
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	-	
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	-	
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	-	
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	-	
(11)		換気扇による換気の状況	○	
(12)		給気機又は排気機の設置の状況	○	
(13)		機械換気設備の換気量	○	
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室			
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況	-	
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	-	
(3)		防火ダンパーの作動の状況	-	
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	-	
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	-	
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	-	
(7)		防火区画の貫通措置の状況	-	
(8)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	-	
(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との運動の状況	-	
4	上記以外の検査項目等			

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
2(13)	機械換気設備の換気量	火気換気設備風量不足	調査の上、補修	R3.11

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	照明器具				
(1)	非常用の照 使用電球、ランプ等		○		
(2)	明器具 照明器具の取付けの状況	○			
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	予備電源 予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能		○		
(2)	照度 照度の状況		○		
(3)	分電盤 非常用電源分岐回路の表示の状況				
(4)	配線 配電管等の防火区画貫通措置の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	○			
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	配線 照明器具の取付状況及び配線の接続の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	-			
(2)	電気回路の接続の状況	-			
(3)	接続部 (幹線分岐及びボックス内に限る。) の耐熱処理の状況	-			
(4)	予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	-			
(5)	切替回路 常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	-			
(6)	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	-			
4	電池内蔵形の蓄電池				
(1)	配線及び充電ランプ 充電ランプの点灯の状況		○		
(2)	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	-			
5	電源別置形の蓄電池				
(1)	蓄電池 蓄電池等の状況	蓄電池等の防火区画等の貫通措置の状況	-		
(2)		蓄電池室の換気の状況	-		
(3)		蓄電池の設置の状況	-		
(4)	蓄電池の性能	電圧	-		
(5)		電解液比重	-		
(6)		電解液の温度	-		
(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	-		
(8)		キュービクルの取付けの状況	-		
6	自家用発電装置				
(1)	自家用発電装置 自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	-		
(2)		発電機の発電容量	-		
(3)		発電機及び原動機の状況	-		
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	-		
(5)		始動用の空気槽の圧力	-		
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	-		
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	-		
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	-		
(9)		自家用発電装置の取付けの状況	-		
(10)		自家用発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限	-		
(11)		接地線の接続の状況	-		
(12)		絶縁抵抗	-		
(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	-		
(14)		始動の状況	-		
(15)		運転の状況	-		
(16)		排気の状況	-		
(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	-		
7	上記以外の検査項目等				

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(1)	使用電球、ランプ等	非常用照明点検紐切れ	補修	R3.11
2(1)	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	非常用照明不点灯	調査の上、補修	R3.11
2(2)	照度の状況	非常用照明照度不足	調査の上、補修	R3.11
4(1)	充電ランプの点灯の状況	充電ランプ不点灯	調査の上、補修	R3.11

検査結果表
(給水設備及び排水設備)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1 飲料用の配管設備、排水設備					
(1)	飲料用配管及び排水配管	配管の取付けの状況	○		
(2)	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況	○		
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	○		
(4)		継手類の取付けの状況	○		
(5)		保温措置の状況	○		
(6)		防火区画等の貫通措置の状況	-		
(7)		配管の支持金物	○		
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	○		
(9)		止水弁の設置の状況	○		
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	○		
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況	○		
2 飲料水の配管設備					
(1)	飲料用の給水タンク等の設置の状況	-			
(2)	給水タンク及び貯水タンク (以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	-		
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	-		
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	-		
(5)		給水ポンプの運転の状況	-		
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況	-		
(7)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	給湯設備 (ガス湯沸器を除く。) の取付けの状況	-		
(8)		ガス湯沸器の取付けの状況	○		
(9)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	○		
(10)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	○		
3 排水設備					
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	-		
(2)		排水槽の通気の状況	-		
(3)		排水漏れの状況	-		
(4)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	-		
(5)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	雑用水の用途	-		
(6)		雑用水給水栓の表示の状況	-		
(7)		配管の標識等	-		
(8)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	-		
(9)		消毒装置	-		
(10)	その他	衛生器具の取付けの状況	○		
(11)		排水トラップの取付けの状況	○		
(12)		阻集器の構造、機能及び設置の状況	○		
(13)		公共下水道等への接続の状況	○		
(14)		雨水排水立て管の接続の状況	○		
(15)		排水の状況	○		
(16)		掃除口の取付けの状況	○		
(17)		雨水系統との接続の状況	○		
(18)		通気管の状況	○		
(19)		通気開口部の状況	○		
(20)		間接排水の状況	-		
4 上記以外の検査項目等					

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月